



— 実績判定期間について —

○ 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日  
( 年 月 日 )

B. 直前終了事業年度  
(① 年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの1年前事業年度 ② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの2年前事業年度 ③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの3年前事業年度 ④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの4年前事業年度 ⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

認定を受けたことのない法人  
又は  
特例認定を受ける法人

申請  
区分

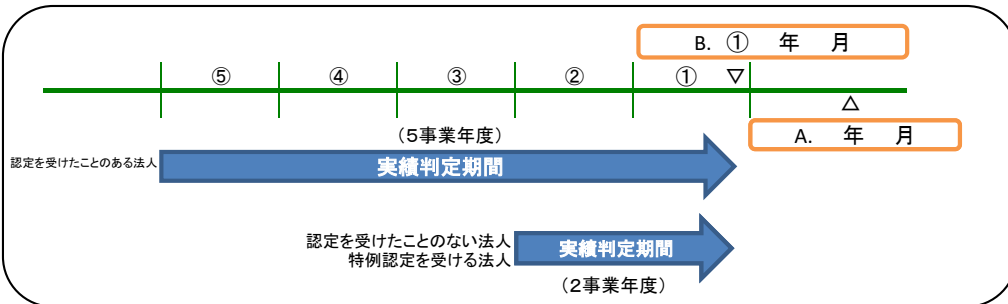
過去に認定を受けたこと  
ある法人

2事業年度 (①~②決算期)

実績  
判定  
期間

5事業年度 (①~⑤決算期)

実績判定期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イーパブリック・サポート・テスト(PST)について—  
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円)
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額( )}}{\text{Gの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ローパブリック・サポート・テスト(PST)について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合)
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

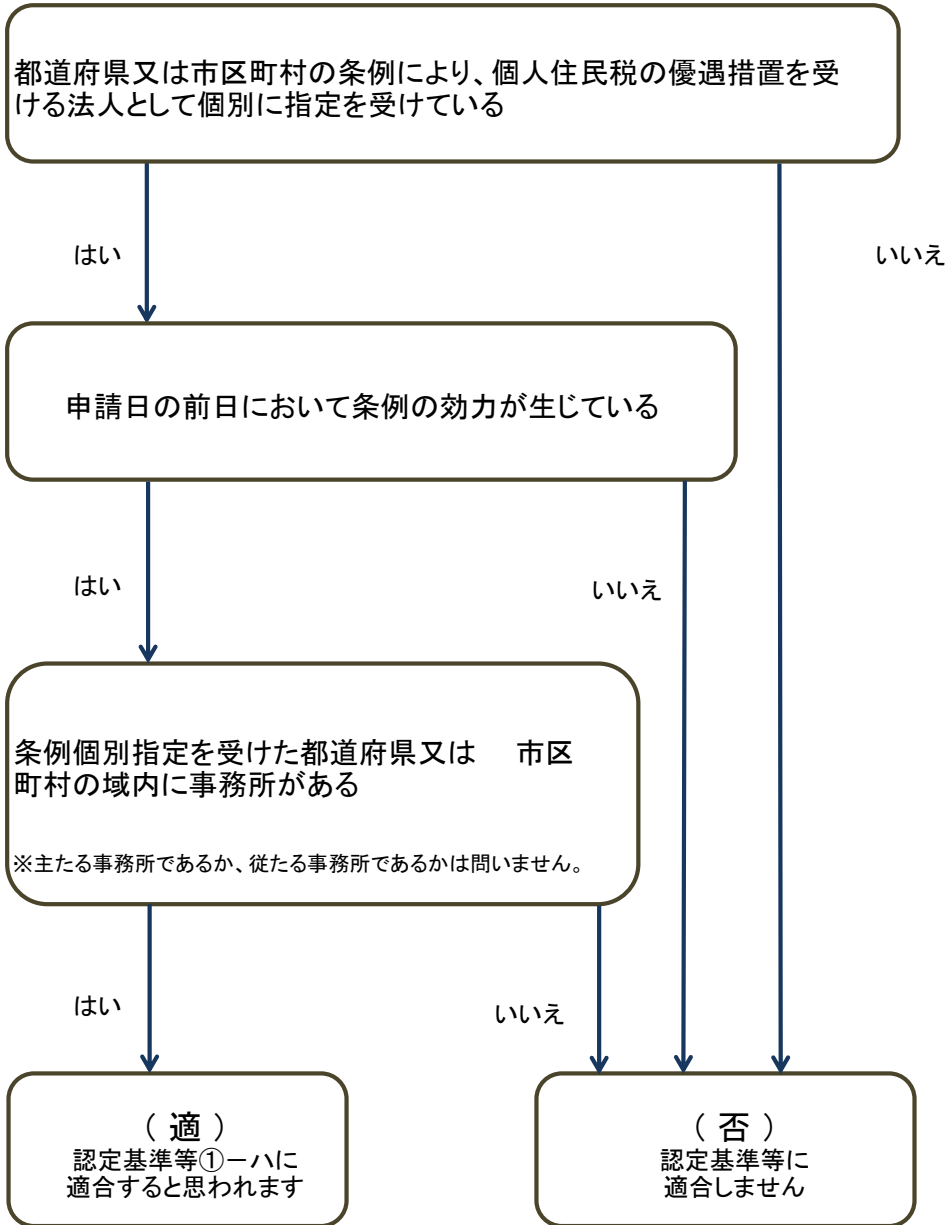
実績判定期間月数(A)			年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自 年 月 日	至 年 月 日	月	人
②	自 年 月 日	至 年 月 日	月	人
③	自 年 月 日	至 年 月 日	月	人
④	自 年 月 日	至 年 月 日	月	人
⑤	自 年 月 日	至 年 月 日	月	人
	合 計		月	人

$$\frac{Bの合計( ) \times 12}{Aの合計( )} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 100$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①ーパブリック・サポート・テスト(PST)についてー  
【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした  
物品の販売やサービスの  
提供

B. 会員等のみが参加  
する会議や会報誌  
の発行

C. 特定のグループにのみ便  
益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作  
物に関する普及啓  
発や広告宣伝など  
の活動

E. 特定の者の意に反した行  
為を求める活動

F. 特定の地域に居住  
する者にのみ便  
益が及ぶ活動

AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活  
動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

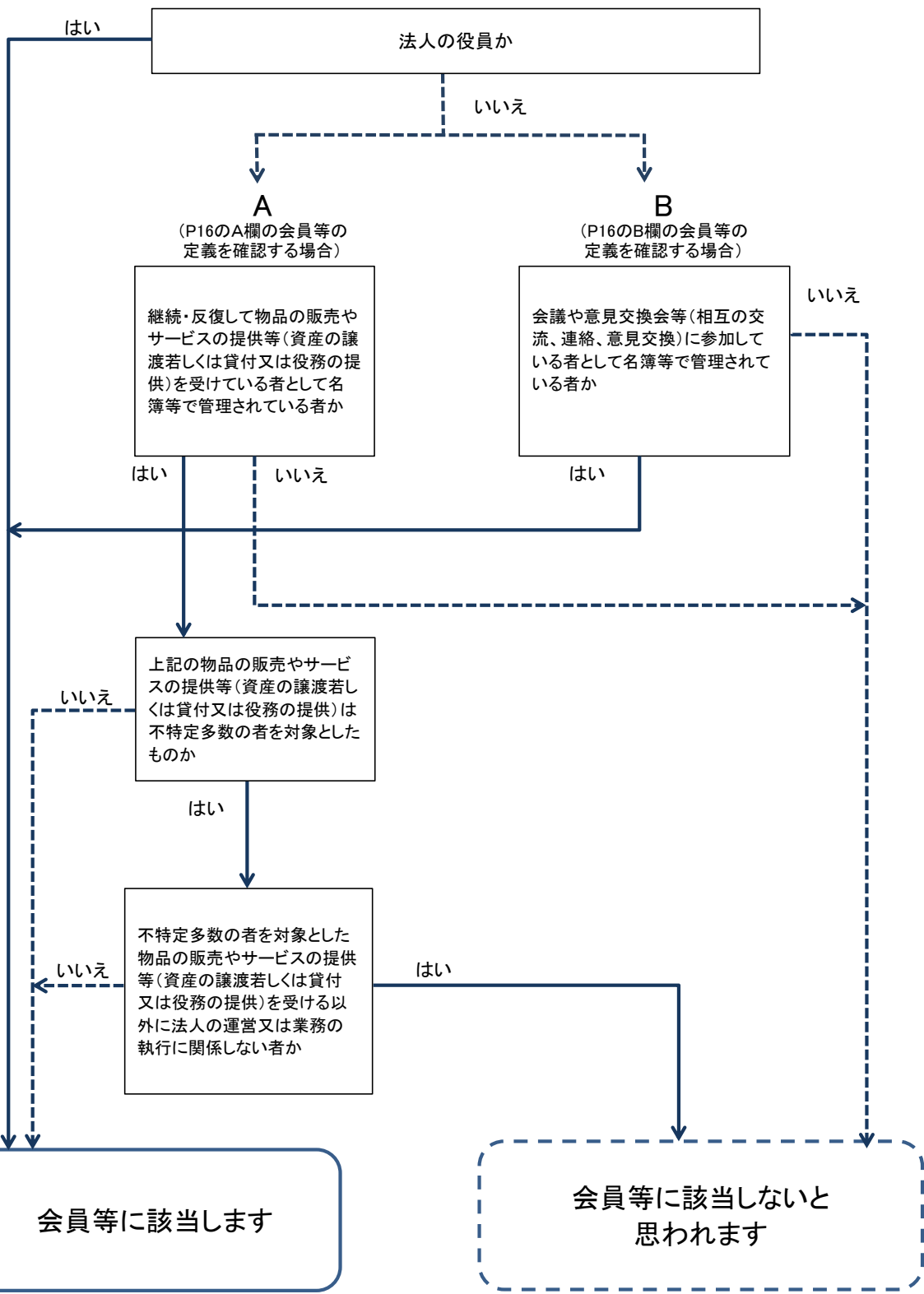
( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

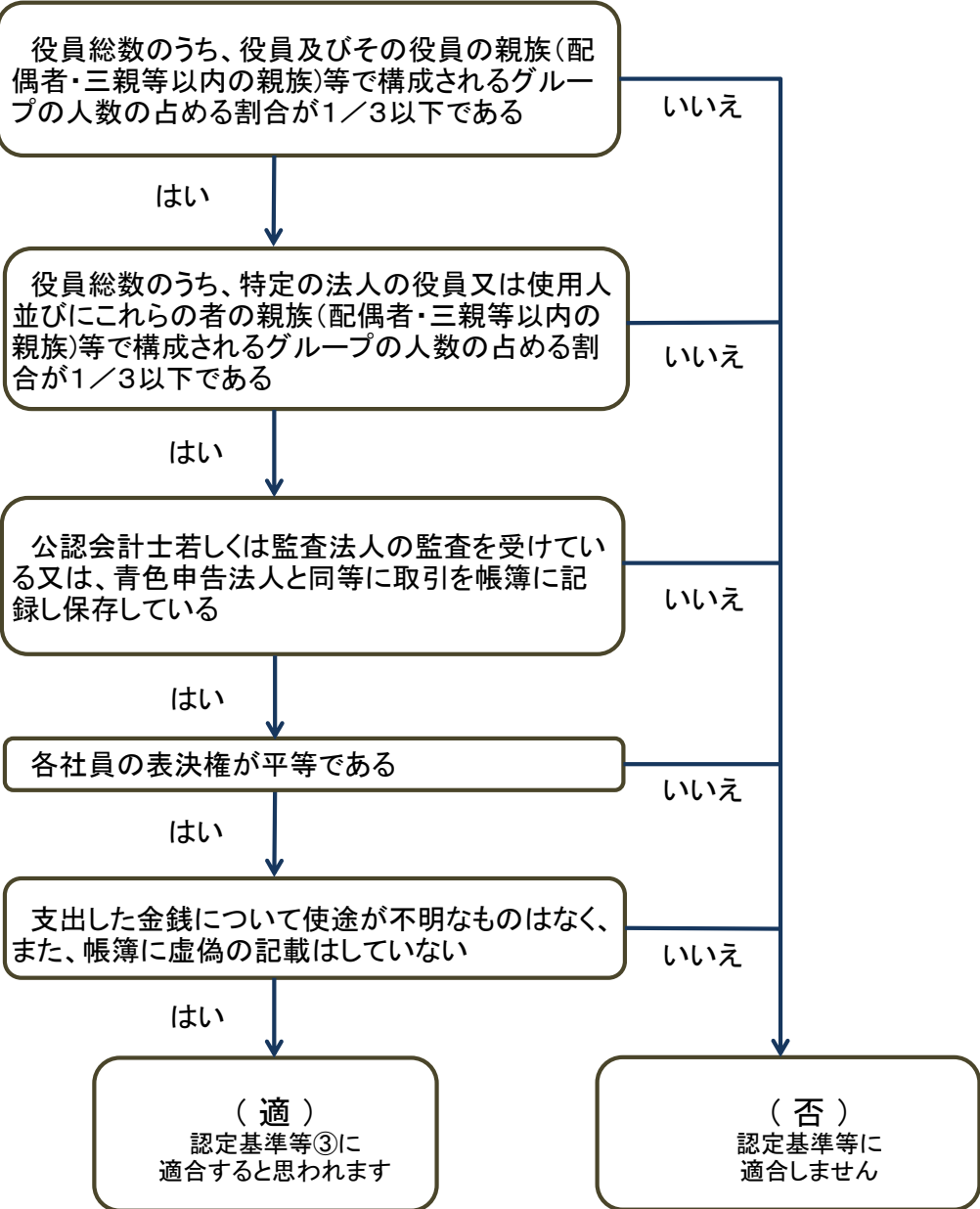
※ 「会員等」の定義については、P17を参照願います。

認定基準等②

(参考)「会員等」について

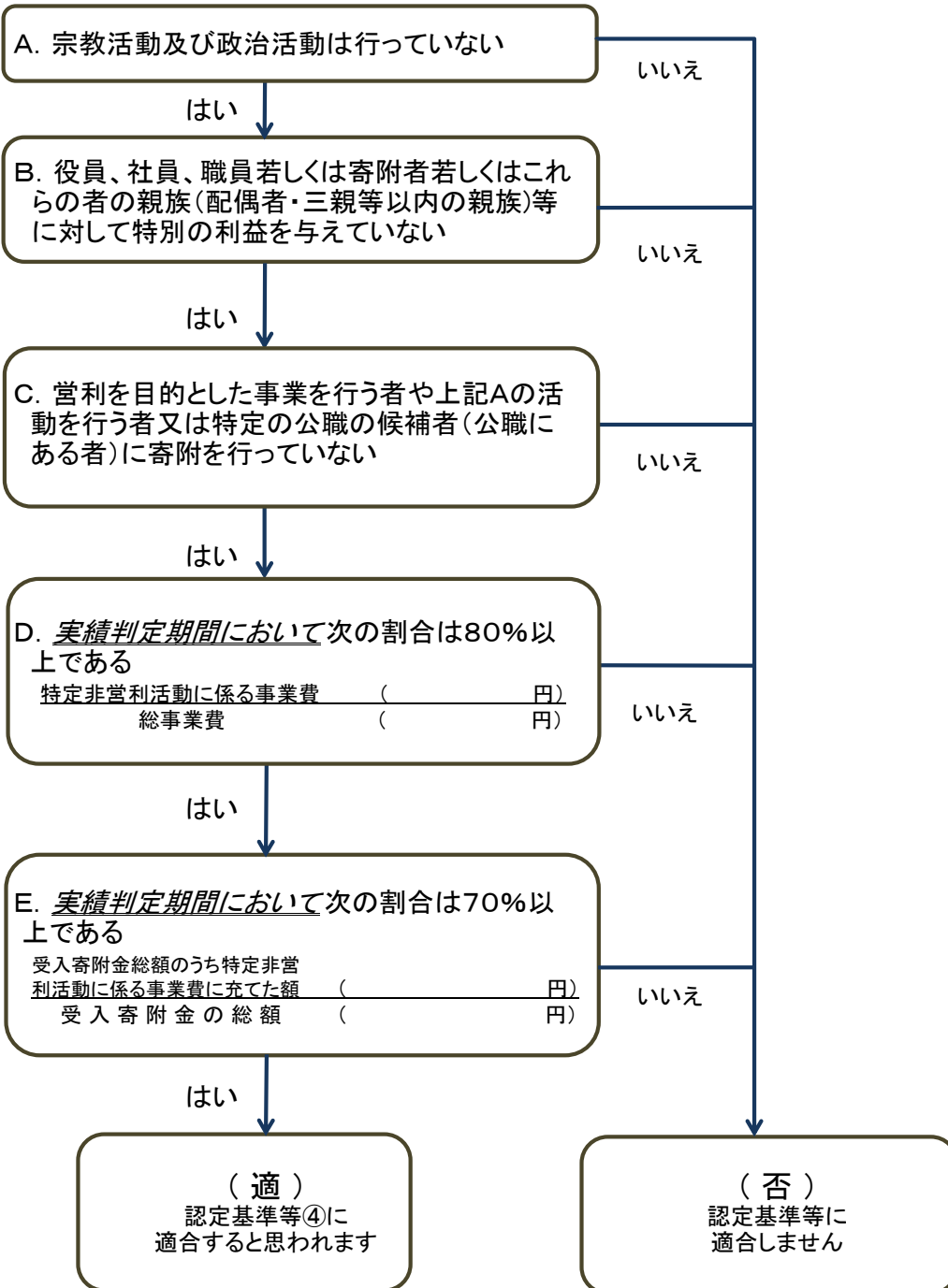


認定基準等③ — 運営組織及び経理について —



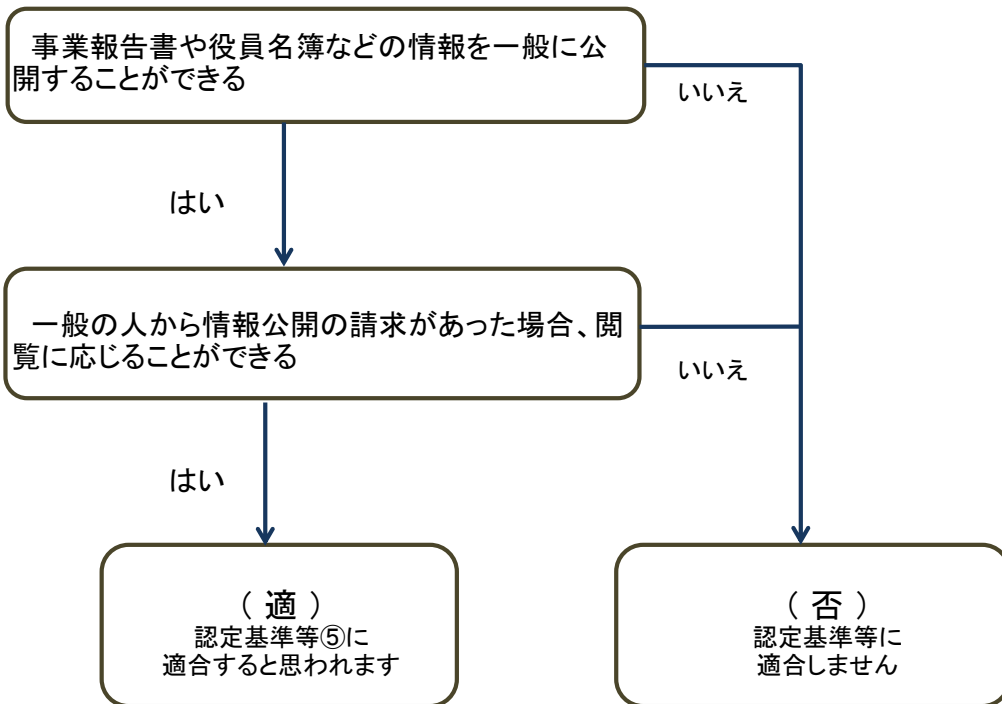


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

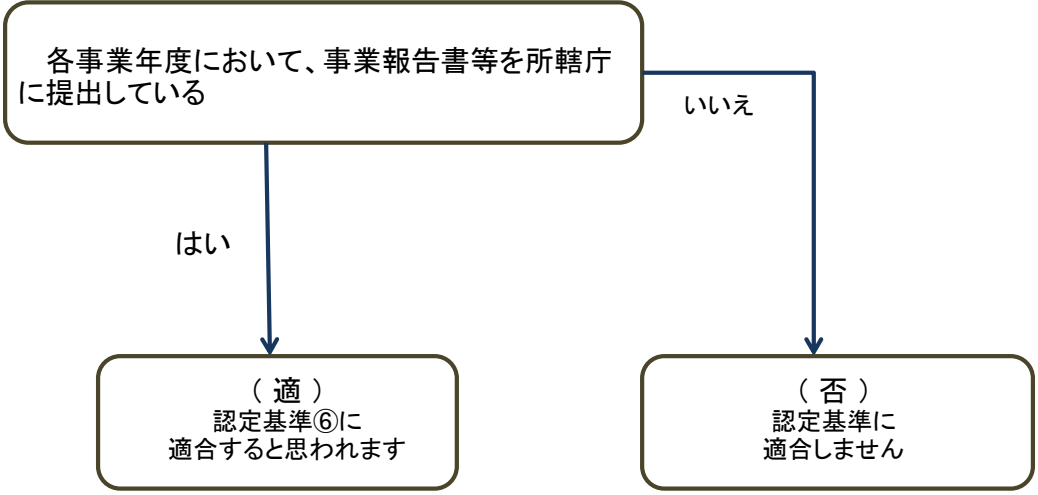
認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

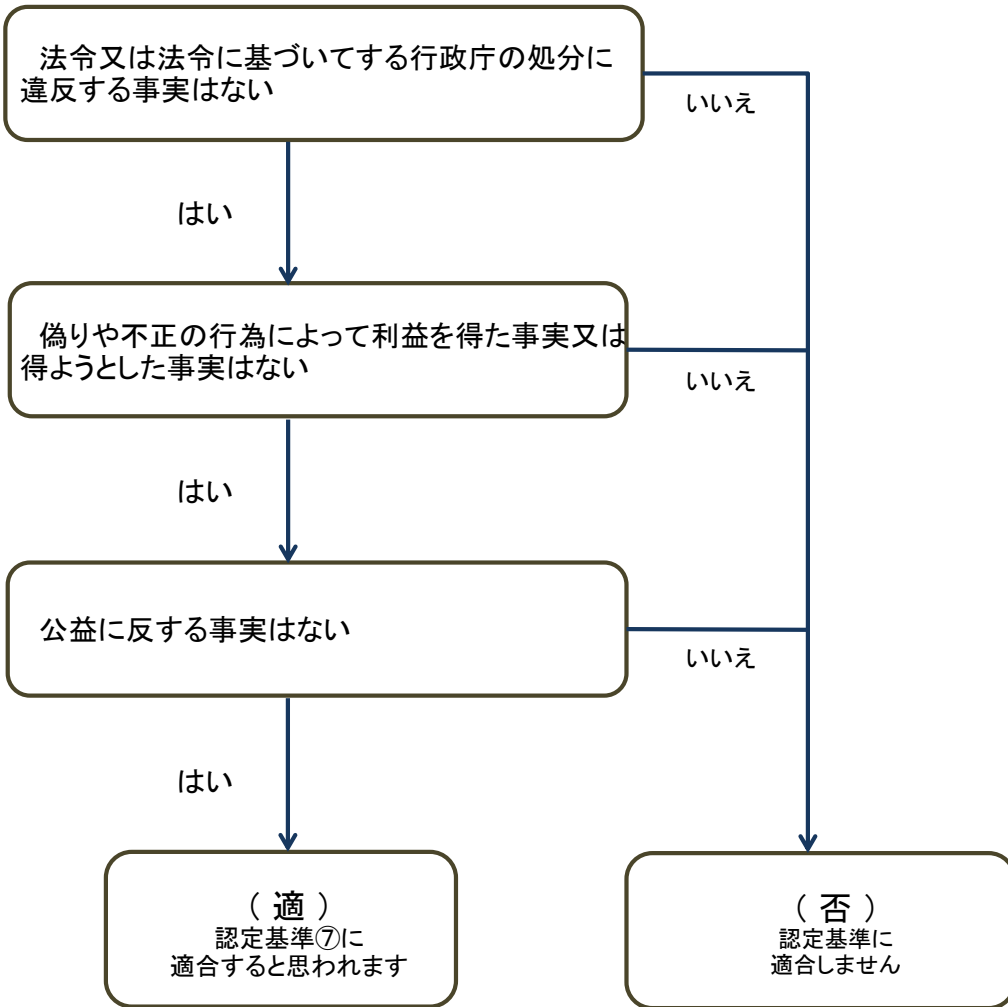
- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

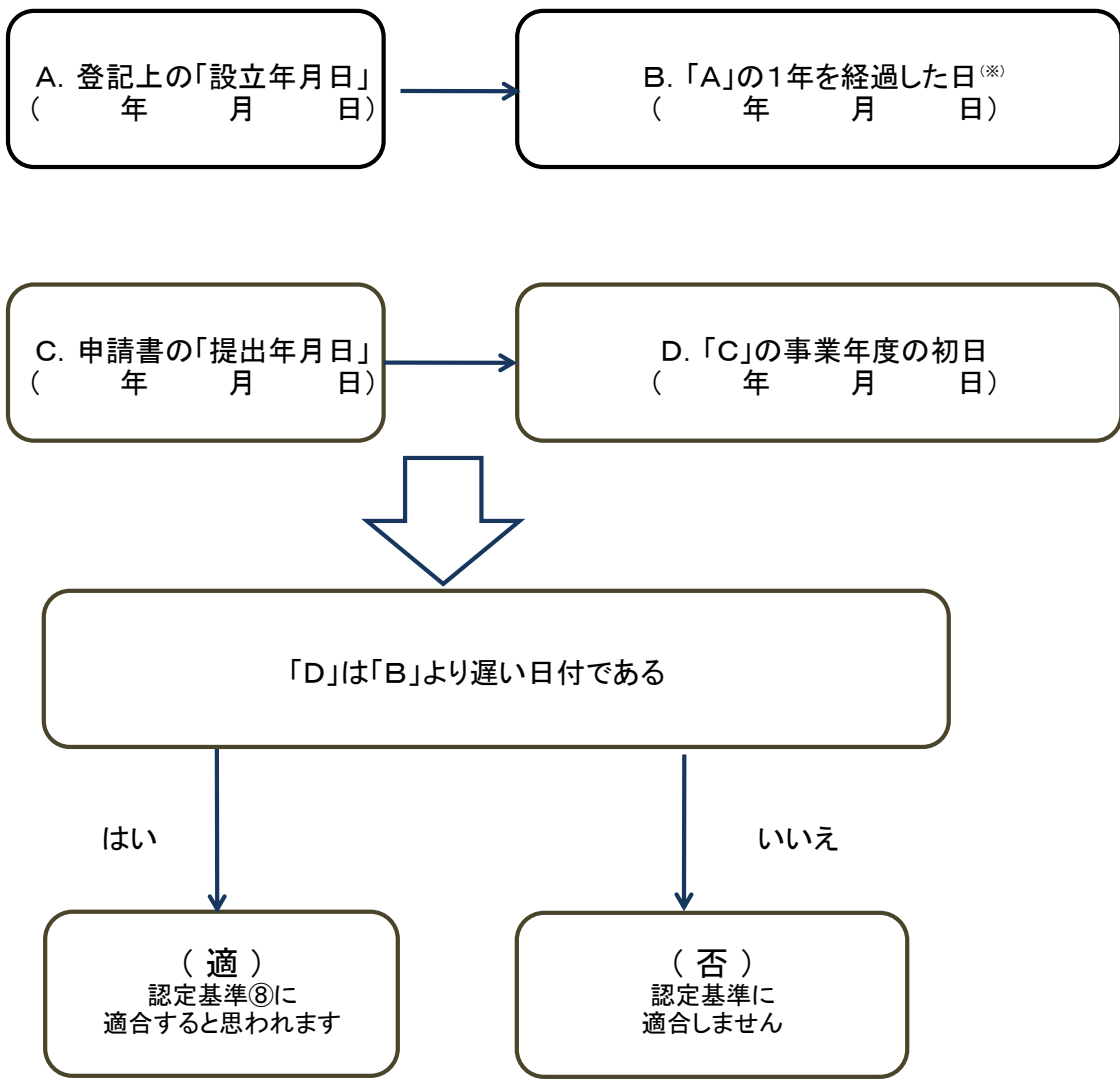


- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
  - ・ 活動計算書
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 財産目録
  - ・ 年間役員名簿
  - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。  
また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人  
において、その取消しの原因となつた事実  
があつた日以前1年内に当該法

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その  
執行を終わった日又はその執行を  
受けることがなくなった日から5年  
を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当  
行為防止  
法に違反したことにより、若しくは  
刑法204  
条等若しくは暴力行為等処罰法  
の罪を犯  
したことにより、又は国税若しく  
は地方税

D. 暴力団又はその構成員(暴力  
団の構成団体の構成員を含む)  
若しくは暴力団の構成員でなく  
なつた日から5年を経過しない者  
(J. において「暴力団の構成員  
等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

- I. 暴力団
- J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当しないと思われ  
ます

(否)  
欠格事由に該当します